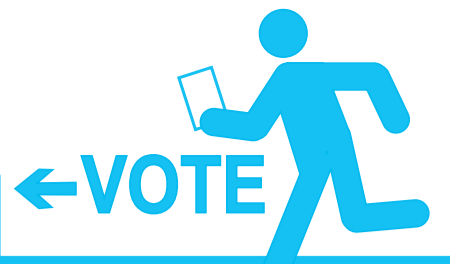


100% GO VOTE!

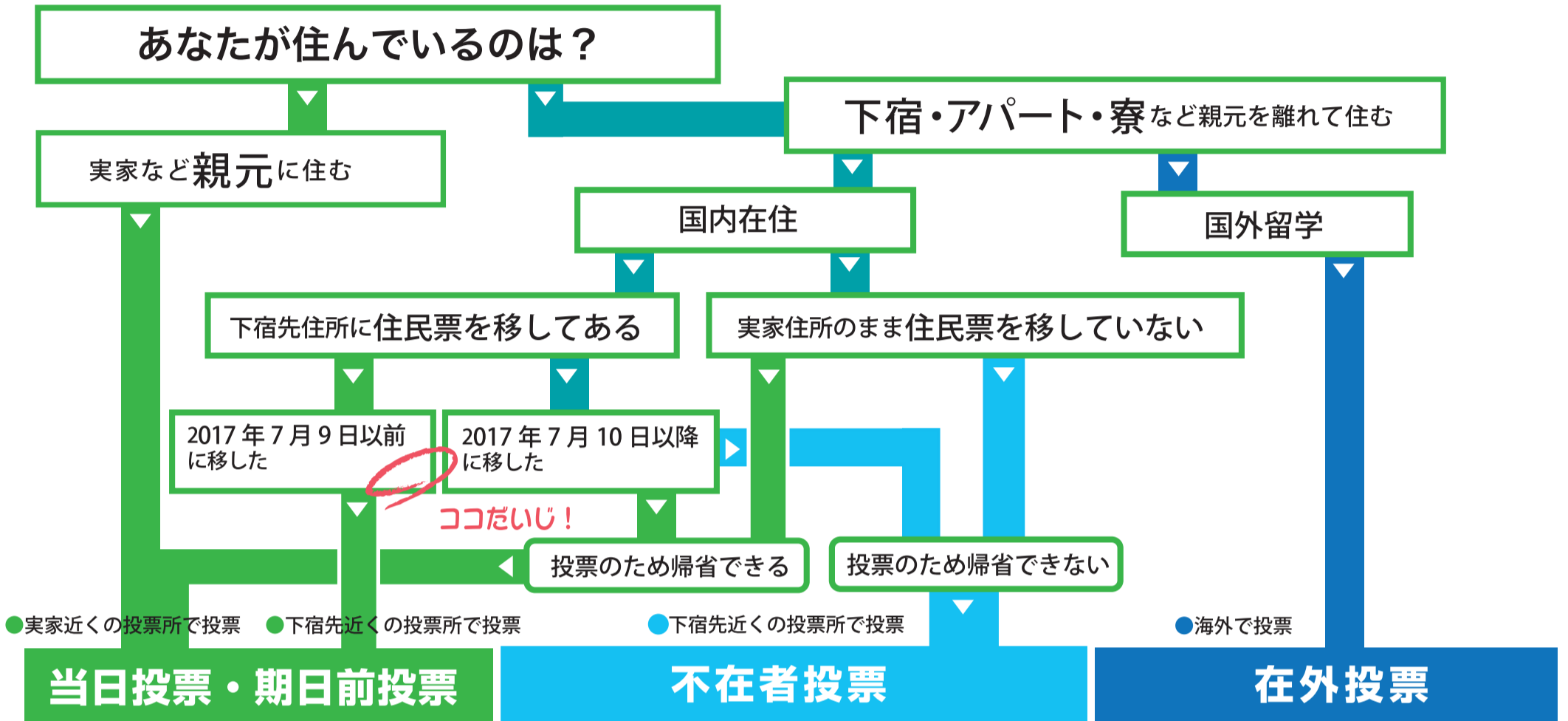


2017年10月22日（10/10 公示）

第48回衆議院選挙投票率100%をめざしています。

当研究室は授業履修者のみなさんとゼミメンバーの

学生のみなさん、あなたの投票方法はどれですか？



住民票記載の住所宛に届く「投票所入場券」に記載の投票所で投票しましょう。

〈期日前投票とは〉 ←ココだいじ！

公示日翌日 10月11日から
投票日前日 10月21日まで
市区町村役所内の選管の投票所や地域に設けられる「期日前投票所」で投票。

たしかに面倒くさい・・・でもあきらめずに！

親元を離れて下宿する学生など、住民票のあるところから長期に不在である人のための制度です。予め不在者投票の手続きが必要です。

←ココがポイント！

書面で請求する。電話・対面で問い合わせはいけない。送付には郵送料82円かかり、申請先の選管によっては不受理となり無駄になる可能性もあるが、やってみなければわからない。とにかく早めに行動すること！

海外在住の人のための制度です。予め留学地の在外日本国大使館または領事館への在外選挙人名簿登録申請手続きが必要です。

時間的に今回の衆院選には間に合わない可能性が高いですが、次の国政選挙で使う「在外選挙人証」の交付のためすぐに準備を。

総務省ホームページ参照
<http://www.soumu.go.jp>

不在者投票の手続きは

- 1> 「不在者投票宣誓書（兼請求書）」を各地選管のHP等でダウンロード入手。必要事項を記入。住民票がある市区町村（選挙人名簿登録地）役所内の選挙管理委員会宛に郵送。（公示日10月10日以前でも送付可。） ←ココだいじ！
- 2> 投票用紙等が下宿に直接本人受取りの書留等で到着。不在の時は投函された「不在連絡票」に従い、郵便局に出向くなどして受領。
- 3> 届いた投票用紙等を持参して、早めに居住地の市区町村役所内の選管の投票所や地域の不在者投票所で投票。

投票できる期間は10月11日～投票日前日10月21日

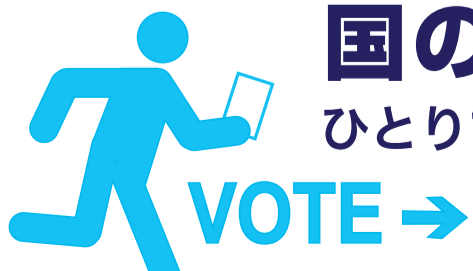
注) あなたの票が遠隔地で確実に開票されるために投票日4日前の10月18日までの投票が目標。 ←ココだいじ！

投票は、社会へ向ける意思表示。

あなたの参加は、まわりの友人や家族が選挙について考え、投票するきっかけになります。

国の未来を担う若い人たちの投票が重要です。

ひとりでも多くの若い人が投票できるよう、全国の大学で情報を共有しましょう。



「100%GoVote! めざせ100%」Facebook® ページ (<https://www.facebook.com/100percentGoVote/>) では、上記の説明の解説と、昨年の不在者投票についての新聞報道をまとめています。

めざせ 投票率100%

(賛同：

大学

研究室)

2017年9月 文責：一橋大学小岩信治研究室 後援：国立市選挙管理委員会